

## 伐採届旗の設置取扱要領

### (趣旨)

第1 森林伐採にあたっては、森林法に基づき、普通林にあつては市町村に「伐採及び伐採後の造林の届出書」(以下「伐採届等」という。)の提出が、森林経営計画対象森林においては、事前に伐採計画の認定並びに事後の森林経営計画にかかる伐採等の届出書の提出が義務づけられており、森林所有者や伐採業者、森林経営計画認定請求者(以下「申請者」という。)に対する法令遵守の徹底と、県や市町村などが現地での違法伐採の確認を容易にするため、伐採現地に伐採届等の提出及び森林経営計画における伐採計画認定の適用を表示する旗等(以下「届旗」という。)を設置するよう指導する。

### (届旗の交付)

第2 市町村は、申請者から伐採届等の提出があり、市町村森林整備計画に適合した内容である場合は、適合通知と併せ、届旗を交付する。

また、森林経営計画認定森林の伐採については、森林経営計画の認定権者(注)が、森林所有者(認定請求者)からの伐採届旗交付申請書(別紙様式1)の提出に基づき、交付するものとする。

ただし、届旗は、伐採面積が1ヘクタール以上の皆伐の場合に交付する。

(注)申請先は、認定権者に応じて市町村または大分県に申請するものとする。

### (届旗の掲揚)

第3 適合通知を受領した申請者は、伐採を開始するにあたり、伐採する森林に交付のあった届旗を周辺から分かりやすい場所に掲揚する。

なお、伐採届等による届旗(別添仕様1)には、「届出受理番号又は適合通知番号」、「申請者の氏名又は会社名」、「市町村名」を記載する。また、森林経営計画の認定に係る届旗(別添仕様2)には、「認定番号」、「認定者名」、「計画策定者(共同の場合代表者)の氏名又は会社名」を記載する。

### (掲揚の期間)

第4 第3により設置された届旗は、伐採後、再造林が終了するまで、又は天然更新が完了するまで掲揚しておくこととする。

附則 この要領は平成19年 5月30日以降の伐採届から適用する。

附則 この要領は平成19年 9月28日以降の伐採届から適用する。

附則 この要領は平成24年 6月29日以降の伐採届から適用する。

附則 この要領は平成30年 7月 2日以降の伐採届等から適用する。

(様式1)

伐採届旗交付申請書

年 月 日

殿

住所

氏名

森林経営計画認定森林の伐採を行うので、伐採届旗の設置取扱要領第2の規定により交付申請書を提出します。

1 交付枚数 ( ) 枚

2 伐採箇所

認定番号	森林の所在地				伐採面積 (ha)	伐採 樹種	伐採の期間	備考
	市町村	大字	字	地番				

注1) 認定番号欄には森林経営計画の認定番号を記載する。

注2) 交付対象は、森林経営計画の伐採計画のうち、皆伐で1ha以上を対象とする。

注3) 交付枚数は伐採箇所1箇所あたり1枚とする。